

生徒必携

「文武両道の千心」
みんなが笑顔になる学校



小千谷市立千田中学校

目 次

1. 学校の教育目標	2
2. 生活時間表	3
3. 月別生活重点目標	4
4. 生徒心得	5 - 6
5. 生徒会活動	7 - 15
(1) 千田中学校生徒会（千心）会則	
(2) 施行細則	
(3) 生徒会組織図	
(4) 応援団細則	
(5) 各種委員会細則	
(6) 生徒会役員選挙規定	
校歌 生徒会歌 応援歌	16 - 17
千田中人権宣言	18

小千谷市立 千田中学校

〒947-0052 新潟県小千谷市大字千谷甲1617番地

TEL▶0258-82-2784 FAX▶0258-82-8386

H P▶<https://www.city.ojiya.niigata.jp/chidachu/>

e-mail▶chidachu@ojiya.ed.jp

みんなが笑顔になる学校

1 教育目標と今年度の努力点

(1) 学校教育目標（生徒必携）

○進んで学びとる生徒

「学ぶ」ということは、進んで課題を見つけ、自分で考え、自分で判断したり、表現したりして、課題を解決することができる力を身に付けることです。

そのためには、目標をもち計画を立てて意欲的に自分で学んだり、友だちや教師から学んだりすることが大切です。

○思いやりのある生徒

思いやりの心は、他の人に対して、その立場を尊重しながら、親切にし、いたわり、励ます生き方に現れます。他の人に対する感謝の心をもつとともに、他の人の誤った考え方、行為に対しては、親身になって忠告できるような関係づくりが大切です。

○たくましく鍛える生徒

中学生の時期は、心身ともに活力にあふれ、意欲的に活動できる時期です。

「たくましさ」は肉体的な健康とともに、悪や誘惑に打ち克つ強い心を意味し、「鍛える」は、常に向上意欲をもち、自分の目標に向かって、ねばり強く努力することです。この時期に、心と体を積極的に鍛えることが大切です。

2 生活時間表

	平常時程 (50分)	短縮時程 (45分)
週 番 活 動	8:00-8:10	8:00-8:10
職 員 朝 会	8:10-8:15	8:10-8:15
朝 学 活 等	8:15-8:30	8:15-8:30
1 限	8:40-9:30	8:40-9:25
2 限	9:40-10:30	9:35-10:20
3 限	10:40-11:30	10:30-11:15
4 限	11:40-12:30	11:25-12:10
給 食	12:35-13:00	12:15-12:40
5 限	13:40-14:30	13:20-14:05
6 限	14:40-15:30	14:15-15:00
清 掃	15:35-15:45	15:05-15:15
終 学 活	15:50-16:00	15:20-15:30

清掃がない日は終学活開始が10分早くなります。

- 各種朝会 全校朝会 (月一回)
 千心の集い (月一回)
 1 学年朝会
 2 学年朝会
 3 学年朝会

- 部活動終了時刻

	4月-9月	10月-3月
終 了	17:45	17:00
完全下校	18:00	17:15
バ ス	18:36	3年 16:36 1・2年 タクシー

3 月別生活重点目標

月	重点目標	実践事項
4	明るいあいさつと 正しい服装をしよう	(1)元気で明るいあいさつをしよう (2)きまりを確認し1年間の目標をもとう
5	自分たちの目標を決め、 達成に向けて努力しよう	(1)学級・生徒会組織を確立し、活動を充実させよう (2)悩みを積極的に相談しよう
6	時間を有効に使い、 目標達成に向けて協力しよう	(1)リーダーを中心として積極的に部活動に取り組もう (2)活動にけじめをもち、時間を有効に使おう
7	暑さに負けず、 学習や部活動に励もう	(1)メリハリのある生活を送り、充実した学習をしよう (2)校舎や教室を大切に、整理整頓を心がけよう
8	規則正しい生活を送り 夏休みを有意義に過ごそう	(1)自分の課題をもち、積極的に活動に取り組もう (2)規則正しい生活を送り、健康で楽しい夏休みを過ごそう
9	協力して 行事を成功させよう	(1)協力して体育祭を成功させよう (2)自分達で考えて企画・運営しよう
10	学級の団結を深めるため みんなで力を合わせよう	(1)行事を通して学級の団結を高めよう (2)学級・生徒会への積極的な取り組みをしよう
11	じっくりと 学習に取り組もう	(1)落ち着いた雰囲気の中で学習に取り組もう (2)相談を通して悩みを解決しよう
12	学級生活を振り返り 改善を図ろう	(1)学級生活を振り返り、改善を図ろう (2)自分を振り返るとともに、計画を立てよう
1	新年の決意をもち 積極的に行動しよう	(1)伝統的な行事を通して、家族や地域とのつながりを知ろう (2)新年の目標をもとう
2	健康に注意し 楽しい生活を送ろう	(1)自分の健康管理に注意し、健康な生活を送ろう (2)注意して冬季の交通事故やその他の事故を防ごう
3	1年間を振り返り、 反省と決意をもとう	(1)感謝の気持ちと決意をもち卒業式に臨もう (2)1年間の反省をし、新年度への決意を固めよう

4 生徒心得

千田中学校生徒としての自覚と誇りをもち、心身を鍛え、
互いに励まし合って良い校風を伸ばそう

- 生徒の自主性で適切な判断により、品位と秩序ある生活態度に期待し、校則では細部にわたるまでの規定はしない。
- 千田中の良き伝統を継承しながら、新しいことにも挑戦する。
- 自他を大切にする。特に、周囲に嫌な思いをさせない。
いじめ、いじめにつながる行為は絶対にしない。見逃さない。

(1) 学習及び諸活動

- ① 学習や諸活動に関するきまりやルール・マナーを守ろう。
- ② 自分の行うことの意義と目的をしっかりと自覚しよう。
- ③ 自分の考えをもつと同時に、他人の意見や考えを尊重し、互いに練り上げ、磨き上げながら建設的な方向を目指そう。

(2) 礼 儀

- ① 校内・校外の生活において、ルールやマナーを守ろう。
- ② 互いに気持ちのよいあいさつを交わそう。
- ③ 正しい言葉づかいをしよう。
- ④ 常に人への配慮を心がけよう。

(3) 服装、身なり

① 男子の服装

- ・ 「標準学生服」のマークのついた学生服・ズボンを着用する。
- ・ ベルトの色は黒か濃紺とする。
- ・ 夏のシャツは半そでのカッターシャツか開襟シャツで白地とする。

② 女子の服装

- ・ 本校指定の標準服を着用する。
- ・ スラックスも可とする。
- ・ 紺色のリボンをつける。
- ・ 夏のシャツは半そでのカッターシャツか開襟シャツで白地とする。リボンはしない。

③ 頭髪

- ・ 脱色・着色はしない。

④ その他

- ・ ピアス、その他装飾品は不要物であるため着用しない。
- ・ セーター、カーディガンは制服の下に着用するものとし、襟や袖からはみださない。
- ・ 衣替えは夏服は6月、冬服は10月とする。
衣替え前後では各自の判断で調節する。
- ・ 入学式・卒業式・始業式・終業式、他の式典時のソックスは白とし、(ワンポイント・ワンラインは可) 女子は膝下丈のハイソックスとする。スラックス着用時はハイソックスでなくてもよい。
上記以外の時は特に規定をしない。
- ・ タイツやインナーを着用する時は、上に着用しているものからインナーが出ないようにする。
- ・ 通学用の履き物は、靴または運動靴とし、内履きは学校指定のものとする。
- ・ 清掃時の服装は体操着とする。

(4) 通 学

- ・ 自転車を使用する場合は所定の手続きを取り、ヘルメットを着用する。
- ・ 自転車通学区域は、三仏生、小栗田原及び通学距離が1.7km以上の範囲の生徒とする。学区外通学者については、別に定める。
- ・ 登校時は制服を着用する。
※自転車通学生徒は体操着でもよい。朝学活には制服で参加する。
- ・ 登下校時に危険を感じたら近くの家に助けを求める。

(5) 生活一般

- ・ 指示されたものは記名をする。
- ・ 学校に必要な物は、持ってこない。
- ・ 金銭は持ってこない。やむを得ず持ってくる場合には、登校後すぐに提出するか、担任に預ける。
- ・ 欠席する場合は保護者から連絡してもらう。
- ・ 登校後無断で校外に出ない。通院などで外出する時は、学級担任に届け出る。
- ・ ガラスや校具などを破損した時は、すぐに届け出る。(破損届作成)
- ・ 生徒間の物品の売買は、絶対にしない。
- ・ 事故を起こしたり、事故にあったりした場合はすぐに学校へ連絡する。

5 生徒会活動

今年度の生徒会スローガン

目指す姿

(1) 千田中学校生徒会(千心)会則

第 1 章 名 称

第1条 本会は小千谷市立千田中学校生徒会(千心)と称する。

第 2 章 目 的

第2条 本会は下の事項を行うことを目的とする。

1. 生徒会目標達成に努める。
2. 自己の権利と義務を自覚し、団体生活の技能を身につけ、自治活動のあり方を学ぶ。
3. 将来社会人としての教養を身につける。

第3条 本会はその目的を果たすために次のことを行う。

1. 生 徒 総 会
2. 校内自治活動
3. 校外自治活動
4. 学級自治活動
5. 部 活 動
6. その他本会の目的を果たすに必要な事

第 3 章 会 員

第4条 本会は小千谷市立千田中学校生徒全員をもって組織する。

第 4 章 役 員

第 5 条 本会には下の役員をおき任期は1 ヶ年とする。

議決機関 議長 1 名、副議長 1 名、学年委員若干名

執行機関 会長 1 名、副会長男女各 1 名、書記 2 名

会計 2 名、総務役員若干名、各種委員長若干名

第 6 条 役員の選出および任命については別にこれを定める。

第 7 条 役員は下の任務をもつ。

〈議決機関〉

1. 議長は総会および長の集いの議事運営にあたり、その会議の秩序を維持し責任を負う。
2. 副議長は議長を助け、議長に事故あるときはその代理をする。
3. 学年委員は第 10 条 2 項に定める事項を行う。

〈執行機関〉

1. 会長は本会の最高責任者であり、第 3 条の会議を招集し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその代理をする。
3. 書記は各会議に必要な記録を整える。
4. 会計は本会の経理事務を行う。
5. 総務役員は会務遂行のために必要な活動を行う。
6. 各種委員長はそれぞれ委員会を構成し、細則に定められた事項を行う。

第 5 章 会 議

第 8 条 本会に議決機関として、生徒総会、長の集い、学級会を、執行機関として、総務会、委員長会、各種委員会その他を設ける。

第 9 条 1. 生徒総会は全会員をもって構成する。

2. 生徒総会は最高議決機関であり、事業計画、予算決算、会則に関することなどについて審議決定する。

3. 生徒総会は原則として、年度始め、三学期に開くものとする。ただし、長の集いが必要と認めたときは臨時に開くことができる。

第 10 条 1. 長の集いは各学年委員長、議長、副議長、各専門委員長および総務その他必要な役員をもって構成する。なお、緊急を要する事項については、議決をし、後で総会で承認を得るものとする。

2. 学年委員は、総会に提出する議案、その他日常の実践事項などについて審議する。

第 11 条 1. 各学級に学級会を設ける。

2. 学級会は学級内の諸事項および生徒会活動に関する学級の取組を審議する。

第 12 条 1. 総務会は、会長 1 名、副会長男女各 1 名、書記 2 名、会計 2 名、総務役員若干

名をもって構成する。

2. 総務会は、会長を中心にして、生徒会活動全般にわたる事項を計画し、執行する。

第13条 1. 委員長会は各種委員会の委員長をもって構成する。

2. 委員長会は、総務とともに各委員会間の連携をとりつつ、必要な事項を審議し、執行する。

第14条 1. 各種委員会として次の会を設置する。

風紀委員会、放送委員会、図書委員会、衛生委員会、奉仕委員会

2. 各種委員会の構成および委員長の任命については、施行細則でこれを定め、任務および実践事項については各種委員会細則でこれを定める。

第15条 会長は必要に応じ、小委員会を臨時に設置することができる。

第16条 総会以外の諸機関の開会は施行細則にこれを定める。

第 6 章 会 計

第17条 本会の経費は、会費およびその他の収入によってまかなわれる。

第18条 会費は、年度始めの総会においてその額を決定する。

第19条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 7 章 補 則

第20条 本会の会則の改廃は、総会の3分の2以上の賛成がなければならない。

第21条 本会の活動は校長の許可を必要とする。

第22条 本会則の効力はいつさいの手続き終了後発生する。

第 8 章 そ の 他

第1条 本会の会則は平成13年2月に一部改正された。

第2条 本会の会則は平成18年12月に一部改正された。

第3条 本会の会則は2019年5月に一部改正された。

(2) 施 行 細 則

1. 目 的

この細則は、本会の円滑な運営をはかるために設けるものである。

2. 選挙に関する事項

- (1) 全校生徒で直接選挙するものは、会長 1 名、副会長男女各 1 名、応援団長 1 名とし、学校長が任命する。
- (2) 上の選挙では、3 年生以外のだれでも立候補することができる。
- (3) 上の選挙については会長が選挙管理委員若干名を委嘱し、その委員がいっさいの責任をもって活動する。

3. 総務役員・議長・副議長・副応援団長の委嘱

- (1) 総務役員・議長・副議長は会長が委嘱する。
- (2) 副応援団長は応援団長が委嘱する。

4. 評議員は各学級で選出する。

5. 各種委員会の構成と委員長の委嘱

- (1) 風紀・放送・図書・衛生・奉仕の各委員会は若干名の各学級代表によって構成し、委員長は会長が委嘱する。
- (2) 次の地区集会は、地区長 1 名、副地区長 1 名を互選する。
五辺・高梨地区、三仏生地区、小栗田地区、千谷地区
- (3) 部長会は各部長で構成し、代表は互選する。

6. 応援団の構成と団員の選出

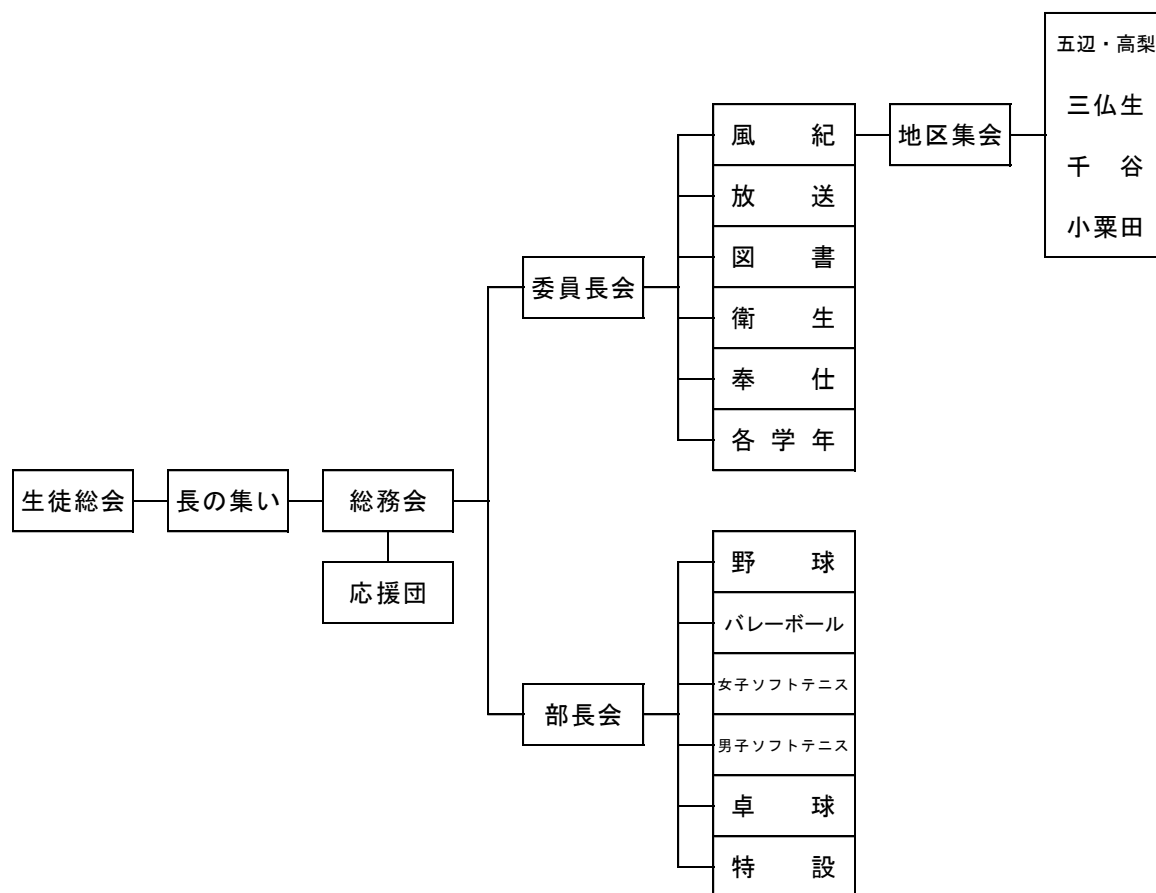
応援団は団長 1 名、副団長 1 名、及び各学級より選出された者により構成する。

7. 会 議

- (1) 長の集いは原則として月 1 回開くものとする。ただし総務会の要求により臨時に開くことができる。
- (2) 総務会、各種委員会、学級会その他は必要に応じて開くものとする。
- (3) すべての会議は構成員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、過半数以上の賛否で議決するものとする。

8. 施行細則、応援団細則、および各種委員会細則の改廃は長の集いの 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(3) 生徒会組織図



(4) 応援団細則

1. 任 務

全校生徒の規律ある集団行動の指揮と意気のあがる応援活動を計画し実施する。

2. 実施事項

- (1) 応援団運営のための年間計画を立案する。
- (2) 応援団長、副団長は全校朝会および千心の集いの集合、整列等の集団行動を指揮する。
- (3) 応援歌、拍手およびエール等の練習を計画し、実施する。
- (4) 各種大会に出場する選手の激励会を行う。

(5) 各種委員会細則

□ 風紀委員会

1. 任 務

生徒心得にもとづいてきまり正しい学校生活が送れるよう、計画を立てて、全校生徒に呼びかける。

登下校や校外での生活・行事がきまり正しくできるように、計画を立てて仕事をする。
学校生活が安全で快適に送れるように奉仕的な活動を行う。

2. 実践事項

- (1) 風紀委員会運営のための年間計画を立案する。
- (2) 生活目標を定め、全校に呼びかける。
- (3) 各委員はそれぞれの学級で、点検を通して具体的に実践をすすめる。
- (4) 生徒の登下校における態度について指導する。
- (5) その週の活動の反省にもとづく引き継ぎと打ち合わせを行い、必要に応じて班長会をもつ。

週番活動の内容

- ・生徒玄関、職員玄関、中央階段、及び1階廊下の朝清掃
- ・毎週金曜日に引き継ぎを行う。
- ・その他、安全で快適な学校生活ができるための奉仕的な活動

□ 放送委員会

1. 任 務

日常の校内放送活動と、行事における放送設備の準備や管理などの仕事をする。

2. 実践事項

- (1) 放送委員会運営のための年間計画を立案する。
- (2) 校内放送の計画・実施。
- (3) CDおよびDVDなどの活用。
- (4) 各種行事への放送設備の活用。
- (5) 各種行事の記録。

□ 図書委員会

1. 任 務

図書館を利用しやすいように整備したり、全校の読書活動の向上をめざしての仕事をする。

2. 実践事項

- (1) 図書委員会運営のための年間計画を立案する。
- (2) 図書の貸出し、閲覧の事務ならびに指導監督をする。
- (3) 図書の購入および記帳をする。
- (4) 図書館の環境の整備・破損した図書の修理をする。
- (5) 読書意欲向上のための資料の収集・作成・掲示をする。
- (6) 全校の掲示物を貼示する。
- (7) 生徒会誌の編集・発行を行う。

□ 衛生委員会

1. 任 務

- ・健康で安全・快適な学校生活を送れるように、保健に関する仕事をする。
- ・楽しく衛生的な学校給食の実現を目指した活動を仕事とする。

2. 実践事項

- (1) 衛生委員会運営のための年間計画を立案する。
- (2) 保健行事に関する活動を進め、保健に関する関心を高める。
- (3) 各クラスの健康観察を行う。
- (4) 石けんの補充、水飲み場・台拭きの管理、配膳時の服装を調査する。
- (5) ゴミの処分の連絡をする。
- (6) 給食ボードの記入をする。
- (7) 給食に対する意識を高めるための広報活動を行う。

□ 奉仕委員会

1. 任 務

- ・ボランティア活動や環境保護に関する啓発活動を行い、活動への意欲を高める。
- ・学級花壇やプランタ栽培活動を通して、生命尊重の心を育み、心豊かな学校生活を送れるようにする。

2. 実践事項

- (1) 奉仕委員会運営のための年間計画を立案する。
- (2) 各種のボランティア活動を紹介し、参加者を募る。
- (3) 各種の募金活動に取り組む。
- (4) 花壇・プランタに花を植え、その世話をする。
- (5) 一年を通して校内に花や植物を設置し、学校生活にうるおいをもたせる。
- (6) スクールエコ活動を推進する。
- (7) ベルマークの収集の呼びかけ、及び集計を行う。

□ 部 長 会

1. 任 務

各部に共通な問題への取り組みや、部間の活動の調整などをする。

2. 実践事項

- (1) 部長会運営のための年間計画を立案する。
- (2) 各部長の話し合いにより体育館の使用割当てと使用ルールを決定する。
- (3) 活動終了時刻の放送を行う。

□ そ の 他

- ・本会の各種委員会細則は平成 18 年 12 月に一部改正された。

(6) 生徒会役員選挙規定

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この規定は生徒会会則第 6 条により生徒会会長、副会長、応援団長の選出に適用する。
- 第 2 条 選挙に関する事務（公示、届け出、立会い演説、投票、開票、発表、その他）は、選挙管理委員会が行う。
- 第 3 条 選挙管理委員会は特設とし、委員は現会長の任命により組織される。
- 第 4 条 選挙権は会員すべてが有し、被選挙権は 1、2 年生が有する。
- 第 5 条 選挙管理委員会は選挙人名簿を作成し、公示する。
- 第 6 条 会長、副会長、応援団長選挙は、同時に行う。

第 2 章 立候補届出

- 第 7 条 立候補は学年、学級の推薦を受けた者、または自薦により立候補することができる。
- 第 8 条 候補者になろうとする者は公示のあった日から 7 日以内に下記の事項を明記した書類を選挙管理委員会へ提出しなければならない。
- ・ 候補者の氏名
 - ・ 責任者（1 名）の氏名
- 第 9 条 選挙管理委員会は、立候補締切り後、ただちに立候補者氏名を全校に知らせる。

第 3 章 選挙運動

- 第 10 条 選挙運動は立候補届出のあった日から投票日の前日まで行うことができる。
- 第 11 条 特定候補に対する投票を強要したり、投票を妨害する行為をしてはならない。
- 第 12 条 選挙管理委員会は立候補締切り後から投票日までに、立会演説会を開催しなければならない。
- 第 13 条 候補者・責任者は、所定の日時に放送演説ができる。
- 第 14 条 候補者・責任者は、所定の日時において各学級を訪問し、演説することができる。
- 第 15 条 選挙ポスターは次の通りとする。
- ① 候補者 1 名についてハツ切画用紙 5 枚以内とする。
 - ② 選管の検印のあるものにかぎる。
 - ③ 掲示場所は校内の選管指定箇所とする。
- 第 16 条 選挙に関する掲示物は選挙終了まで手をふれてはならない。

第 4 章 投票および開票

第 17 条 (投票所)

- ① 投票所は選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
- ② 開閉時間は、選挙管理委員会が決定する。
- ③ 選挙管理委員会は前 2 項を学校当局と相談、決定し、投票日の前日までに公示する。

第 18 条 投票立会い人は各候補の責任者とする。

第 19 条 選挙人は投票の当日、受付をへて所定の用紙で投票する。

第 20 条 投票の当日、やむを得ない理由で投票できないときは前日までに選挙管理委員会に申し出て指示により不在者投票をすることができる。

第 21 条 投票立会い人が、開票立会い人を兼ねる。

第 22 条 選挙管理委員会は、投票終了後開票立会い人の立会いのもとに開票を行う。

第 23 条 次の投票は無効とする。

- ① 正規の用紙を使用しないもの、または記入箇所に記入していないもの。
- ② 記入すべきこと以外のものをいたずらに書いたもの。

第 24 条 各選挙において有効投票の最多数を得たものを当選とする。ただし有効投票の 3 分の 1 以上の得票を必要とする。立候補者が定員数の場合は、信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって信任されたものとする。

第 25 条 各選挙において次の場合、決選投票を行う。

- ① 最多得票者の得票数が同数の場合。
- ② 有効投票の 3 分の 1 以上の得票数がない場合。

第 26 条 選挙が終了し当選人が決定したときには、選挙管理委員会は当選人を公示しなければならない。

第 27 条 この規定に含まれる選挙期日、その他の期日について学校長より学校行事等の関係で変更を要望された場合は、選挙管理委員会は直ちに協議の上、変更期日を公示しなければならない。

校 歌

作詞 新井艶之助
作曲 山田 正与

1. ^{はる}遥けくも ^{こし}越の山波
^{はつかい}八海の ^{さとし}み雪の啓示
^{しろがね}白銀に ^はいらか映えて
^{さち}幸開く 千田中学ぞ
^{ともしび}学燈は ^{まこと}真理輝く
若人の ^{のぞみ さや}理想は明か
いや遠く ^{きわ}高き誇りに
雄々しくも 究め進まん

2. 豊けくも ^{おおかわ}信濃大河
^{くにはら}国原を ^{つちこ}培う力
七色に ^{かお}千草薫り
^{さち}幸開く 千田中学ぞ
^{ともしび}学燈は ^{めぐみあふ}慈愛溢る
はらからの ^{まど}心は円か
いや清く 道一筋に
^{いそ}勤しくも ^{わざ}業や励まん

生徒会歌

作詞 大塚 徳治
作曲 宮 千代

1. ^{まな まど}学びの窓に ^{あお み}仰ぎ見る
^{はくせつ みね}白雪の霊峰 ^{はつかい}八海の
^{たか すがた}高き姿を ^{のぞみ}理想もち
^{しんり まこと}真理と真実の ^{みち い}道を行く
^{わこうど}われら若人 ^{わこうど}われら若人

2. ^{さと}郷土をうるおし ^{ち ひら}地を拓く
^{とうとう なが}滔々と流れ ^{しんこう}信江の
^{ひろ きよ}広く清きを ^{みずかがみ}水鏡
^{こころ うつ}精神を映し ^{はげ}励みゆく
^{わこうど}われら若人 ^{わこうど}われら若人

3. ^{のぞみ ひかり}理想の栄光 高き峰
^{ほが}心朗らかに ^{あし}強き歩調
^{つち}大地ふみしめて ^{すこ}健やかに
固く結びて 進みゆく
われら若人 われら若人

応援歌

作詞 久保田セツ

作曲 阿部 金一

1. 洋々流るる 信濃川
いちぼうせんり
一 望千里の 千田の里
広く清きを 心して
結び励みし 我が選手
燃ゆる血潮の 高なりて
こま
駒進めゆく 時ぞ今
いざいざ行かん 堂々と

2. 八海の峰 雲晴れて
青空高き 学び舎に
正しく強きを 心して
日ごろ鍛えし 我が選手
勝利の^{ひかり}栄光 我が胸に
さんと輝く 時ぞ今
いざいざ示さん その技を

千田中人権宣言

私達千田中学校生徒一同は、
一人一人の持つて生まれた人権を尊重し、
どんな場面でも相手の立場になって考え、
共に支えあい、
誰にでも思いやりのある心で
学校生活を送っていくことを誓います。

平成十三年五月二十四日

小千谷市立千田中学校

千心会 生徒一同